

岡山県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進めるため、企業等が国の承認を受けて職域において実施する接種（以下「職域接種」という。）に対し、予算の範囲内において、岡山県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和3年4月1日付け、厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知）、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和3年4月1日付け、医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に所在し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として職域接種を共同実施する場合における事務局を運営する団体
 - (2) 所属の学生を接種対象に含む職域接種を実施する大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校であって、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者又はその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付申請ができないものとする。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 接種を受託した外部の医療機関が補助事業者の指定した場所に出張して実施する形態の職域接種
- (2) 補助事業者が職域接種を実施するために新たに医療機関を開設する場合であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 外部の医療機関から医師等を雇用するために要する費用が補助事業者に発生していること。
 - イ 職域接種の終了後、速やかに医療機関の廃止届を提出すること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表第1欄に定める補助対象経費に該当する経費であつて、令和3年6月8日から知事が別に定める日までの間に支払が完了するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2欄に定める補助上限額の範囲内において、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額に、別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 前条に規定する補助対象経費に係る実支出額
- (2) 補助事業者が実施する職域接種に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(補助金の交付)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書兼実績報告書に必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定により、この補助金の交付の決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を補助事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、当該期間を経過した後、当該財産の処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (2) 証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならないこと。
- (3) この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならないこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告しなければならないこと。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、知事に報告を行わなければならないこと。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 規則及びこの要綱の定めに従わなければならないこと。

2 前項第 4 号の規定による知事への報告があった場合は、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第 8 条 補助事業者が規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して 15 日を経過する日までとする。

(現地調査等)

第 9 条 知事は、必要に応じて、補助の対象となる経費に係る事業内容や関係書類について補助事業者に報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 補助事業者は、補助金を請求するときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第 11 条 規則第 15 条の規定による補助金の支払は、適正な請求書を県が受理した日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 知事は、補助事業者が法令、岡山県条例、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、交付の決定を取り消すことができるものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による交付の決定の取消しがあった場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取消しの通知があった日から起算して 30 日以内に知事に返還しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 10 日から施行し、同年 6 月 8 日から適用する。

別表

1 補助対象経費	2 補助上限額	3 補助率
職域接種会場の設置、運営に係る経費 ※賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1,000 円に設置した職域接種会場における接種回数に乗じて得た額	10分の10